

令和元年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年9月5日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
企画員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	企画員	
		産業建設課員	三浦誠
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀 公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 68 号 平成 30 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 69 号 平成 30 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 70 号 平成 30 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 71 号 平成 30 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 72 号 平成 30 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 73 号 平成 30 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 74 号 平成 30 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 75 号 平成 30 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 76 号 平成 30 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 77 号 平成 30 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 78 号 平成 30 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算

認定について

- 日程第 1 5 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算
認定について
- 日程第 1 7 報告第 1 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 3
0 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 8 報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 3
0 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の
報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 3
0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比
率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 3
0 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率
の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 3
0 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告につ
いて
- 日程第 2 2 議案第 8 1 号 上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管
区に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 8 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図
るための関係条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 8 4 号 上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 6 議案第 8 5 号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例
- 日程第 2 7 議案第 8 6 号 上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担
額等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議案第 8 7 号 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 2 9 議案第 8 8 号 上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 日程第 3 0 議案第 8 9 号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 0 号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 1 号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 9 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 4 議案第 9 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 5 号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会を開会するに当たりまして、各議員のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイで議長判断により上着なしを本定例会においても実施したいと思います。また、町作成のポロシャツも許可いたしますので、議員各位、当局の方も上着をとっていただいて結構かと思えます。

また、8月28日の九州北部におきます豪雨災害によりお亡くなりになりました方々のご冥福と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、中井照恵君、6番、吉本和広君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は21日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和元年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願ひします。

また、本定例会までに提出のありました日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民民族」勧告の撤回を求める意見の採択を求める陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日9月5日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、先月大型で速度の遅い台風10号が四国・中国地方に上陸し、8月15日の午前5時8分に上富田町に暴風警報が発表されましたので、午前6時5分に町内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、町内の8カ所に避難所を開設しました。また、午後2時53分に大雨警報が発表され、その後、時間の経過により被害が予想されたことから、午後5時に町内全域に避難勧告を発令しました。その後、台風は日本海に抜け、風による倒木や県道田辺白浜線などの冠水はありましたが、幸いなことに、この台風による人的被害はありませんでした。

このたびの台風10号並びに8月28日の九州北部の記録的豪雨で甚大な被害を受け

られた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

今後とも、住民の皆様と町が協力して防災・減災に向けて施策を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、9月14日からは上富田町において、アフリカ地区代表のナミビア共和国チームがラグビーワールドカップの開催に向けて公認キャンプを実施します。試合に向けて万全の体制で挑めるよう、町としてもサポートしていきたいと考えています。住民の皆様におかれましても、ラグビーワールドカップを盛り上げていただくとともに、ナミビア共和国チームの皆様への声援をお願いしたいと思っております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成30年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定12件、平成30年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、報告事項として地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件、条例の制定1件、条例の全部改正2件、一部改正5件、令和元年度一般会計・特別会計の補正予算3件、和解及び損害賠償の額の決定について1件、工事請負変更契約1件の31件であります。

なお、追加議案として、人権擁護委員の推薦に関する人事案件4件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第68号から議案第79号までの12件につきましては、平成30年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第17号から報告第21号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっております。

なお、平成30年度決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内でありま

す。

次に、議案第 8 1 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第 8 2 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）の 2 議案につきましては、岩田公民館完成に伴い、建てかえ工事期間中移転していた出張所及び告示用掲示板位置を戻すため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 3 号につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第 8 4 号につきましては、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）でございます。この条例は、幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法施行令の一部改正、またこの改正に伴い特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴う改正で、条例の全部改正を行っています。

次に、議案第 8 5 号につきましては、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）でございます。この条例も子ども・子育て支援法に基づく特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び児童福祉法に基づく地域型保育事業の認可のための家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う改正で、条例の全部改正を行っています。

次に、議案第 8 6 号につきましては、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う改正で、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、従来の支給認定を子育てのための施設等利用給付認定とするものでございます。

次に、議案第 8 7 号につきましては、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、岩田公民館完成に伴い本条例の一部を改正するもので、岩田公民館の位置を改めるものであります。また、条例上の位置と現在の位置に相違のある公民館及び分館についても、今回の一部改正にあわせて改正するものであります。

次に、議案第 8 8 号につきましては、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、水道法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い本条例の一部を改正するもので、現行の指定給水装置工事事業者制度の指定に対し、

5年の更新制度を新たに導入し、指定工事業者の資質の保持や実態との乖離を防ごうというものでございます。

次に、議案第89号につきましては、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に1億7,797万円を追加し、予算総額を5億9,600万1,000円と定めています。

総務費では、住宅の耐震改修に関する耐震診断業務委託料として88万円、耐震改修費補助金として1,749万円を措置しています。

民生費では、プレミアム付商品券事業における商品券発行のため9,750万円を措置しています。

土木費では、町道等の維持補修工事請負費として2,000万円、町道馬ノ谷線の道路改修に伴う建物補償費として360万円を措置しています。

教育費では、トイレの洋式化に伴う設計監理委託料として各小学校分で600万円、中学校分で300万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、繰入金、町債を見込み措置しています。

次に、議案第90号につきましては、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に997万9,000円を追加し、予算総額を1億6,746万7,000円と定めています。補正予算の内容は、国・県への過年度分の地域支援事業費返還金などを措置しています。

次に、議案第91号につきましては、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に68万2,000円を追加し、予算総額を2,044万1,000円と定めています。補正予算の内容は、診療所の閉鎖に伴い、医療用機械器具のリース料の残存期間分を一括支払いするための解約賠償金などを措置しています。

次に、議案第92号につきましては、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。診療所の閉鎖に伴い、医療用機械器具の契約が中途解除となるためにリース料の残存期間分を一括支払いするため、解約賠償金について議決を求めるものです。

次に、議案第93号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成30年度 第5号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）でございます。今回、送電ケーブルの数量の精査により、工事契約額5,647万3,200円から4,768万6,320円に変更し878万6,880円を減額するものです。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 議案第68号～日程第21 報告第21号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第21 報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで18件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

十河会計管理者。

○会計管理者（十河貴子）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第68号から議案第80号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第69号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第70号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 1 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 2 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 3 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 4 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 5 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 6 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第77号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第78号、平成30年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第79号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。
地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、お手元に配付しております参考資料、決算総括表により収支状況を説明させていただきます。参考資料をお願いいたします。

これは、平成30年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

議案第68号の一般会計につきましては、歳入総額60億7,999万6,646円、歳出総額59億65万8,915円、歳入歳出差引額1億7,933万7,731円、うち翌年度繰越財源額1億924万7,000円、実質収支額7,009万731円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

次に、議案第69号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額18億3,996万5,258円、歳出総額17億9,608万8,328円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく4,387万6,930円です。これにつきましては、令和元年度へ

繰り越しております。

次に、議案第70号の宅地造成事業につきましては、歳入総額1億6,223万6,578円、歳出総額3億709万5,168円、歳入歳出差引額マイナスの1億4,485万8,590円、うち翌年度繰越財源額3,150万円、実質収支額マイナスの1億7,635万8,590円です。これにつきましては、令和元年度からの繰上充用で補填措置をしております。

続きまして、議案第71号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額148万8,544円、歳出総額76万1,693円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく72万6,851円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

次に、議案第72号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額632万1,195円、歳出総額2,662万1,095円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2,029万9,900円です。これにつきましては、令和元年度からの繰上充用で補填措置をしております。

続きまして、議案第73号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の662万4,244円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第74号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1億9,079万2,403円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第75号の公共下水道事業につきましては、歳入総額3億3,855万6,234円、歳出総額3億3,759万450円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく96万5,784円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

続きまして、議案第76号の介護保険につきましては、歳入総額16億1,123万5,590円、歳出総額15億6,150万9,576円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく4,972万6,014円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

次に、議案第77号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額3億118万337円、歳出総額2億9,854万6,937円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく263万3,400円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

次に、議案第78号の診療所事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の2,952万1,309円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第79号の朝来財産区につきましては、歳入総額647万4,625円、歳出総額258万626円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく389万3,9

99円です。これにつきましては、令和元年度へ繰り越しております。

続きまして、議案第80号の水道事業の収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億3,451万6,866円、歳出総額3億7,321万7,080円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億6,129万9,786円です。なお、当年度純利益は1億5,875万8,981円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額2,521万3,590円、歳出総額2億1,571万9,726円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの1億9,050万6,136円です。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく願いいたします。

私からは、報告第17号から報告第21号につきましてご説明をいたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成30年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の意見書をつけて今議会に報告するものでございます。

それでは、報告第17号でございます。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

真ん中の表のところ、ご説明いたします。

①の実質赤字比率は、普通会計の実質赤字の比率です。30年度決算においては、黒字で実質赤字額がございませんので、横棒表示をしております。なお、早期健全化基準は15%でございます。

②の連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを含めて、上富田町全体における財政赤字の比率となります。平成30年度決算においては、黒字で連結実質赤字がございませんので、横棒表示となっております。なお、早期健全化

基準は20%です。

③の実質公債比率につきましては、元利償還金が標準財政規模に対してどの程度の負担かを示す指標です。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と、上富田町が加入している一部事務組合、広域連合の元利償還金のうち本町が負担している部分を合わせて計算した数字をもとに計算することになっています。

実質公債比率は28年度から30年度の3カ年度の平均で計算いたしまして、その結果が14.1%でございます。29年度が13.1%でしたので、1.0ポイントの悪化となっております。なお、早期健全化基準は25%となっておりますので、悪化はしたものの財政は健全だと言えます。ただし、起債制限比率という早期健全化基準よりは18%のラインのハードルがございます。これを超えると起債につきまして、県から許可が必要になる、県から許可をいただくに当たってはいろいろな指導が入るという仕組みになってございますので、健全ではありますが18%についてが財政としては考えている部分がございます。

今後のシミュレーションをいたしますと、令和3年から5年あたりにかけて、この実質公債費率が16%に近づくあるいは超えるという試算をしております、健全ではございますが、今後の動向に十分注意しておるところでございます。

次です、④将来負担比率、これは一般会計が将来支払わなければならない可能性のある起債残高の割合でございます。これには、地方公社とか第三セクターなども含まれることになってございますが、本町の場合、本町が出資している地方公社や第三セクターはございませんので、実質公債費率を計算するための会計、一部事務組合、広域連合なども含めた会計の起債残高が計算根拠でございます。計算しましたら78.3%となっております。29年度が90.0%ございましたので11.7ポイントの改善となっております。

なお、早期健全化基準は350%でございますので、財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の財政状況につきましては、平成30年度決算における健全化判断比率は4つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全だと言えます。

続いて、報告第18号から第21号につきましては、公営企業の資金不足比率についての報告でございます。会計ごとに赤字かどうかを判断するもので、対象となる公営企業は宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の4つでございます。経営健全化基準は、全ての会計で20%でございます。

それでは、18号でございます。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度上富田

町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページが、監査委員さんの審査意見書でございます。宅地造成事業につきましては、平成30年度における資金不足は生じていないため、資金不足は横棒表示としてございます。個別意見のところにも書いてございます、29年度に比べまして収支自体は改善いたしました、それでも1億4,485万9,000円の資金不足でございます。しかし、所有する土地の販売見込み収入を充当いたしまして計算するルールに基づいて計算した結果、1億6,748万9,000円の黒字となるものでございます。黒字となりましたので横棒表示と、こういう仕組みでございます。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。農業集落排水事業につきましては、平成30年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余額はゼロとなっておりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第20号をお願いします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。公共下水道事業につきましては、平成30年度決算における歳入から歳出を引いた資金剰余額は96万6,000円の黒字となっているため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第21号をお願いいたします。

報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成30年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。水道事業につきましても、平成30年度決算における資金剰余額は5億1,937万円の黒字となっているため、資金不足比率はございませんので横棒表示となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

9時50分まで休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時48分

○議長（大石哲雄）

再開します。

次に、監査委員の報告を願います。

11番、山本明生君。

○11番（山本明生）

平成30年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月1日から8月27日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに13会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものだと確認いたしました。

さて、平成30年度の一般会計決算額について歳入総額60億7,999万6,646円、歳出総額59億65万8,915円、歳入歳出差引額1億7,933万7,731円となっており、前年度より8,985万7,284円増額となっております。しかし、繰越明許費が1億924万7,000円含まれており、実質収支は前年度と比べ1、

938万9,716円悪化した7,009万731円となっております。厳しい財政状況が続く中、行財政改革を継続されるよう求めるものであります。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、新規採用職員11名を採用したことにより、前年度に比べ2.2%の増となっております。

次に、扶助費につきましては、臨時福祉給付金事業などの終了により、前年度に比べ2.9%の減となっております。

また、補助費等につきましては、消防業務委託料などの減額により、前年度比に比べ4.9%の減となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が60.7%、投資的経費が10.1%、公債費等が29.2%となっております。

歳出全般では、義務的な経費の縮減を図り、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が88.3%と前年度0.1%増と財政構造が若干硬直化しております。今後においても財政環境は依然不透明で厳しい状況下であり、義務的経費の縮減はもとより長期的、計画的な投資計画のもと、引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の改善を図られるよう要望いたしております。

また、実質公債比率につきましては、14.1%となり、厳しい状況が続いております。

次に、歳入全般について、自主財源の公債比は36.5%、依存財源の公債比は63.5%となっております。今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は96.9%、収入未済額は4,974万1,063円となっております。平成30年度におきましては、昨年度に引き続き2件の家宅捜査を実施しています。この家宅捜査につきましては、督促、催告、納税交渉、財産調査等手順を踏んで実施しております。滞納処分の適正な執行が図られない場合に、国税徴収法に基づき実施しています。この家宅捜査の実施により、他の滞納者へのアナウンス効果も期待できます。

また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は5,612万7,988円となっております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。

次に、一般会計の30年度末の町債残高は67億8,256万2,260円で、前年度に比べ1.8%の減となっております。平成30年度の町債の借入額は5億736万7,000円で、臨時財政対策債、文化会館整備事業債、公民館整備事業債が主なもの

であります。年度末現在高は若干減少しましたが、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。よって、効率的な財政運営により一層努められ、上富田町の発展と福祉向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は18億3,996万258円、歳出総額は17億9,608万8,328円となり、差し引き4,387万6,930円の黒字となっております。

国民健康保険税の徴収率に関しては、81.7%と若干改善しておりますが、依然低い数字であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的な観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成30年度の赤字額は1億7,635万8,590円となり、赤字額は減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向け取り組まれるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これら会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっていく中、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件の整理をし、より効率的、集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくよう要望いたしておきます。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、徴収率につきましては職員相互の連携により、0.8%の改善がみられます。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計の徴収につきましても、口座振替の案内や自宅訪問の成果により、微増ではありますが改善が見られます。

次に、水道事業会計であります。

平成30年度につきましては、1億5,875万8,981円の純利益を計上いたしております。

今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしており

ますので、お目通し願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、増加傾向にある実質公債費率及び平成30年度は29年度と比べると減少はしているとはいえ、将来負担比率について早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借りに関しては十分留意されるよう要望いたしております。

以上、平成30年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

（「質問」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

質疑か。

（「質問」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

質疑やね。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定の監査について質疑します。

指定管理者制度に基づく道の駅くちくまのについて、町と商工会の協定書では町の承認を得て、一部は指定管理してもよいが全てを指定管理することができないとありますが、実態は全て別の業者に委託しているのではないか、そのような実態を把握されていますか。把握されていないのであれば、調べてみるべきではないですか。調べた結果、そうであれば監査委員会として不適切な指定管理制度であると監査意見書で是正を求めるべきではないですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本監査委員、回答を願います。

○11番（山本明生）

吉本議員さんの質疑に対しましては、代表監査委員が出席をしておられませんので、代表監査委員に報告して会期中に書面をもって回答させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本監査委員からの書面による回答とのことですので、それでよろしいですか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

それでは、監査委員に対する質疑、ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの13件につきましては、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から議案第80号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長及び町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時11分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長並びに副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に12番、木本君、副委員長に7番、田上君が就任されました。委員長を初め

委員の皆さん、大変ご苦勞さまですが、よろしくお願いを申し上げます。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第17 報告第17号から日程第21 報告第21号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告をするものであります。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第17号から報告第21号までの5件を一括で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第17号から報告第21号の件については以上で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長(大石哲雄)

再開します。

△日程第22 議案第81号～日程第34 議案第93号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第２ 議案第８１号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第３ 議案第９３号、工事請負変更契約の締結について（平成３０年度 第５号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件まで１３件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私からは、議案第８１号、第８２号、第８３号についてご説明申し上げます。

議案第８１号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年９月５日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町役場出張所設置並びのその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部改正。

この条例は、岩田公民館建てかえ工事が終了しましたので、工事期間中出張所の所在地を移転していました上富田町岩田１７７番地の８から上富田町岩田１７７番地の１に移転となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、令和元年７月１６日から適用するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第８２号をお願いいたします。

議案第８２号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例。

上富田町公告式条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年９月５日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公告式条例の一部改正。

この条例につきましても、岩田公民館建てかえ工事が終了しましたので、工事期間中

告示を掲示板の所在地を移転していました上富田町岩田1777番地の8前から上富田町岩田1777番地の1前に移転となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、令和元年7月16日から適用するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第83号をお願いいたします。

議案第83号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例（案）。

この条例につきましては、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項を設けている制度について、国の法整備に伴い条例の一部を改正するものであります。

第1条では、職員の給与等に関する条例。

第2条は、上富田町職員旅費条例。

第3条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例。

次のページをお願いいたします。

第4条は、上富田町消防団条例。

各条例の一部を改正してございます。

附則で、この条例は令和元年12月14日から施行するとしてございます。

3ページから6ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第84号、第85号、第86号についてご説明いたします。

まず、議案第84号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のように改正する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）。

上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正、またこの改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴う政令委任方式とした本条例の全部改正でございます。

主な改正内容としましては、まず1つ目としまして、幼児教育・保育の無償化の実現に当たり、子育てのための施設等利用給付認定が新たに新設されたことにより、従来の支給認定の文言を教育・保育給付認定と差別化する必要があり、用語の改正を行ってございます。

次に、2つ目としましては、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更としまして、主食の提供に要する費用に加え副食の提供に要する費用についても、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において教育保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とするとしてございます。

なお、附則で、この条例は令和元年10月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第85号をお願いします。

議案第85号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のように改正する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する。

今回のこの改正につきましては、同じく子ども・子育て支援法に基づく特定教育保育

施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準及び児童福祉法に基づく地域型保育事業の認可のための家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、省令委任方式とした条例の全部改正でございます。

主な改正内容としましては、現行でゼロ歳児から2歳児への保育を提供する地域型保育事業者等は比較的小規模であることを踏まえ、まず1番目としまして、集団保育の提供などの保育内容の支援、2つ目としまして、職員が病気になった場合等の代替保育の提供、3つ目としまして、3歳児から5歳児の卒園後の受け皿の確保という連携を連携施設である認定こども園や幼稚園または保育所から確保しなければならないとなっております。今回の改正では、今申し上げました代替保育の提供元として小規模保育事業A型等の追加がなされることとなります。

なお、附則で、この条例は令和元年10月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第86号をお願いいたします。

議案第86号、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正。

この改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、「支給」認定という文言を「教育・保育給付」認定と改められたことによる改正でございます。

幼児教育・保育の無償化の実現に当たり、今回の法改正によって子育てのための施設等利用給付が新設されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付認定と差別化するため「支給認定保護者」の用語を「教育・保育給付認定保護者」と一部改正するものでございます。

附則で、この条例は令和元年10月1日から施行するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは、議案第87号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。
議案第87号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

1ページをお願いします。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正。

今回の改正は、岩田公民館完成に伴い、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例及び上富田町公告式条例の一部が改正されるのに合わせまして本条例の一部を改正するもので、岩田公民館の位置を改めるものであります。また、条例の位置と現在の位置に相違のある公民館及び分館についても、今回の一部改正に合わせて改めるものであります。

第1条、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中、「朝来2824番地」を「朝来758番地の1」に、「生馬1728番地」を「生馬1728番地の1」に、「市ノ瀬2504番地の23」を「市ノ瀬619番地の2」に、「下鮎川441番地」を「下鮎川439番地の3」に改める。

第2条、上富田公民館の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。第4条中、「岩田1765番地」を「岩田1777番地の1」に改める。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は令和元年7月16日から適用するとしてございます。

2ページに新旧対照表を掲載しておりますのでご参照のほどお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第88号をご説明いたします。

議案第88号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業給水条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道事業給水条例の一部改正。

上富田町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

まず、改正条例案の趣旨並びに要点につきましてご説明いたします。この条例は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に交付されたことに伴いまして本条例の一部を改正するもので、令和元年10月1日より施行することにより、改正条例案の承認を求めるものでございます。

改正案の主な要因となる水道法を改正の趣旨でございますが、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために所要の措置を講じるものとされております。

なお、改正ポイントにつきましては、現行の指定給水装置、工事事業者、制度の指定に対し、5年の更新制度を新たに導入し、指定工事業者の資質保持や実態との乖離を防ごうというものであります。これに伴いまして、更新事務に係る人件費等の財源確保も踏まえ、指定工事業者に対して相当の経費負担を求めるため、手数料規定第32条第1項に、指定給水装置、工事事業者、指定更新手数料1回5,000円の8号規定を申請するものであります。

また、その他の改正につきましては当条例で引用する水道法施行令の改正に伴う条ずれ等々の所要規定の整備となっております。

附則におきまして、この条例は令和元年10月1日より施行することとしております。

参考資料としまして、新旧対照表を2ページから3ページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（大石哲雄）

再開します。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第89号につきましてご説明をいたします。

議案第89号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,797万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,600万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、15款国庫支出金では、補正前の額に3,072万円を追加し、6億5,120万7,000円と定めてございます。

16款県支出金では、補正前の額に559万1,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に5,954万6,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に8,218万5,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に今回1億7,797万円を追加し、59億9,600万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。3ページです。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額に300万円を追加し、8,861万5,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額に2,119万7,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に9,802万8,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に325万9,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に503万2,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に2,443万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に2,302万4,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回1億7,797万円を追加、59億9,600万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目通し

をお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

12ページでございます。

歳出です。1款議会費の1項議会費では、補正前の額に300万円を追加いたしております。委員会施設のマイクユニットの購入費を措置したものでございます。

2款総務費の1項総務管理費では、補正前の額に合わせて2,119万7,000円を追加。主なものは、1目一般管理費の人事給与システム改修費、令和2年度からの会計年度任用職員の制度の導入に伴う給与システムの改修を措置したものでございます。そのほか、3目防災対策費の19節負担金、補助及び交付金、住宅耐震改修費補助金。当初予算6月補正でも追加しておりますが、さらに追加したものでございます。合計1,749万円を追加するものでございます。

3款民生費の1項社会福祉費では、次のページをお願いし、補正前の額に合わせて9,802万8,000円を追加。主なものは、6目消費税率引上負担軽減商品券事業のプレミアム付商品券事業交付金9,750万円を措置するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費では、これは財源更正の変更になります。

4款衛生費の1項保健衛生費では、補正前の額に合わせて325万9,000円を追加。主なものは、2目予防費の13節委託料、健康管理システムや風しん抗体検査システムに伴うシステム改修の委託料を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費の1項農業費では503万2,000円を追加。主なものは、15節工事請負費、救馬谷、荒堀、白滝といったあたりの農業用水施設の改修費でございます。

7款土木費の1項土木管理費では、補正前の額に83万円を追加。測量機器の修繕料を措置するものでございます。

2項道路橋梁費では、補正前の額に2,360万円を追加。馬ノ谷本線における道路補修及び建物の補修費を措置したものでございます。

9款教育費の1項教育総務費では、補正前の額に34万円を追加。主なものは、18節の備品購入費。この秋から赴任していただいていますALTさんの住宅にエアコンを設置するための購入費でございます。

次のページをお願いいたします。

2項の小学校費でございます。2項小学校費では、補正前の額に合わせて1,243万7,000円を追加。主なものは、1目学校管理費の13節委託料。各小学校の学校トイレの洋式化に伴う改修に当たっての設計監理委託料を措置したものでございます。

それと15節工事請負費、フェンス工事費。これは生馬小学校のフェンス工事費の工事請負費でございます。

3項中学校費では、補正前の額に合わせて604万8,000円を追加。主なものは、1目学校管理費の学校トイレ改修設計監理委託料。先ほどの小学校と同じように中学校、上中でも洋式化に伴う設計監理を措置したものでございます。

次のページをお願いします。

4項社会教育費では、補正前の額に合わせて238万2,000円を追加です。主なものは、1目社会教育総務費の13節委託料、白アリ駆除委託料、場所は郷土資料館でございます。そのシロアリ駆除のための費用を措置したものでござます。

5項保健体育費では、補正前の額に181万7,000円を追加。スポーツセンターの多目的グラウンドの人工芝の修繕及びその日本サッカー協会からピッチの公認料、公認をしていただくための費用を措置したものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、恐れ入りますが8ページお願いいたします。

8ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

15款国庫支出金の2項国庫補助金では、補正前の額に合わせて3,072万円を追加しております。主なものは、2目民生費国庫補助金のプレミアム付商品券給付事業費補助金1,950万円などを措置したものでございます。そのほか、4目土木費国庫補助金で、木造住宅の耐震診断費の補助金、住宅耐震改修への補助金を措置したものでございます。

16款県支出金の2項県補助金では、補正前の額に合わせて551万9,000円を追加。主なものは、5目土木費県補助金での住宅耐震改修費補助金などを措置したものでございます。

19款繰入金金の2項基金繰入金では、財政調整基金繰入金として5,904万6,000円を追加しております。今回の補正に係る一般財源を補填するものでございます。

次のページをお願いします。

19款繰入金金の3項財産区繰入金では、教育費繰入金で50万円を追加。生馬小学校のフェンス工事に伴いまして、生馬財産区からの繰り入れをいただくものでございます。

21款諸収入、2項雑入では、合計8,218万5,000円を追加。主なものは、4目雑入のプレミアム付商品券販売収入7,800万円を措置したものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

私からは、議案第90号についてご説明いたします。

議案第90号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ997万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億746万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に968万3,000円を追加し、3億4,404万円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額に14万8,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に7万4,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額に7万4,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に997万9,000円を追加し、16億746万7,000円と定めています。

歳出です。

4款地域支援事業では、補正前の額に38万1,000円を追加し、1億1,513万8,000円と定めています。

5款諸支出金では、補正前の額に959万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に997万9,000円を追加し、16億746万7,000円と定めています。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では968万3,000円

を追加。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目包括的支援・任意事業交付金では 1 4 万 8, 0 0 0 円を追加。

5 款県支出金、2 項県補助金、2 目包括的支援・任意事業交付金では 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目包括的支援・任意事業繰入金では 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、それぞれ現年度分を措置しています。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3、歳出です。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では 2 0 万 1, 0 0 0 円を追加。主なものとしまして、1 4 節材料及び賃借料、公用車借上料として 1 1 万 4, 0 0 0 円を措置しています。

5 目任意事業費では 1 8 万円を追加。成年後見人利用支援事業助成金を措置しています。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金では 9 5 9 万 8, 0 0 0 円を追加。過年度分地域支援事業交付金の返還金を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 9 1 号と議案第 9 2 号についてご説明いたします。

議案第 9 1 号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）。

令和元年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 0 4 4 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に61万3,000円を追加し、1,327万9,000円と定めています。

4款諸収入では、補正前の額に6万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に68万2,000円を追加し、2,044万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から1万6,000円を減額し、1,592万9,000円と定めています。

2款医業費では、補正前の額に69万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に68万2,000円を追加し、2,044万1,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では63万円を追加しています。

2項財産区繰入金、1目財産区繰入金では1万7,000円を減額。公用車のリース代を市ノ瀬財産区より繰入金としておりますが、1カ月分の減額のため措置しています。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入では6万9,000円を追加。医師用住宅敷金返戻金と医療用物品売払収入を措置しています。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1万6,000円を減額、公用車借上料1カ月分を減額措置しています。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費では69万8,000円を追加。医療用機械器具借上契約解約賠償金を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第92号をお願いします。

議案第92号、和解及び損害賠償の額の決定について。

上富田町市ノ瀬診療所の廃止に伴うリース契約の解除について、地方自治法第96条

第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、和解の相手方。大阪市北区堂島浜2丁目2-28、リコーリース株式会社、関西医療、代表取締役瀬川大介。

2、賠償の理由。原契約は、上富田町市ノ瀬診療所での診療行為に当たり必要な機材についてのリース契約で、平成28年4月に締結している。当該契約において、契約中途解約にあたっては合意解約金としてリース契約の残額相当分を本町が支払うことになっているため、本町がこれを負担し、当該契約を合意解除するものである。

3、和解の内容。(1)リース契約を解除する物件は次のとおりである。画像読取装置 FCR PRIMA、1件。C@RNACORE 500G、1件。

(2)町は、損害賠償金として、相手方に金69万7,410円を支払う。

(3)相手方と町の間には本件リース契約について(2)に掲げる損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

本案が、平成28年4月から5年間の契約で診療に必要な機材のリースを行っていましたが、令和元年8月末に診療が終了したことにより、残りのリース分を合意解約金として支払うためのものがございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

よろしくお願いたします。

私のほうからは、議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成31年3月18日契約に係る平成30年度、第1号、学校施設整備事業、上富田中学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

1、契約の目的。平成30年度、第5号、学校施設整備事業、上富田中学校空調設置電気設備工事。

2、契約金額。変更前、5,647万3,200円。変更後、4,768万6,320円。878万6,880円の減額となっております。

契約の相手方。和歌山県田辺市高雄一丁目1番7号、岩本電気産業株式会社、代表取締役岩本憲明。

令和元年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

変更の理由といたしましては、幹線送電ケーブルの数量精査により減額するものでありまして、なお、減額による町への損失等はございません。

次のページに、参考資料といたしまして建設工事請負変更仮契約書を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願ひします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、9月13日午前9時となっておりますので、ご参集願ひします。

ありがとうございました。

延会 午前11時00分